

奈良県告示第七十五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定により、平成三十年八月七日次のとおり遊漁規則の変更を認可した。

なお、当該認可に係る変更の内容は、これを省略し、奈良県農林部農業水産振興課において一般の縦覧に供する。

平成三十年八月十四日

奈良県知事 荒井正吾

漁業権者の名称	住所	免許番号	変更後の遊漁規則の施行日
吉野漁業協同組合	吉野郡吉野町大字 飯貝	奈内共第二十二号	平成三十一年一月一日
川上村漁業協同組合	吉野郡川上村大字 迫	奈内共第二十六号 奈内共第二十七号 奈内共第二十八号 奈内共第二十九号 奈内共第三十号 奈内共第三十一号 奈内共第三十二号 奈内共第三十三号	右同

東吉野村漁業協同組合	吉野郡東吉野村大字小	奈内共第三十七号	右同
		奈内共第三十八号	